

2008年5月15日

国会議員 各位

共済の今日と未来を考える懇話会

窓口団体：日本勤労者山岳連盟

(連絡先) 〒162-0814 新宿区新小川町5-24

Tel 03-3260-6331

新保険業法の「経過措置期間」の延長等を求める要望書

貴職におかれましては連日、国務の重責を果たされておられますことに敬意を表します。

私たちは、自営商工業者、医療関係者、登山者など、さまざまな分野で活動する団体が共同してつくりました「共済の今日と未来を考える懇話会」と申します。

さて、私たちは、与野党国会議員各位に、第162通常国会で契約者保護を目的と称して法改正し、2006年4月1日に施行された新保険業法への考え方、自主共済の実態や、新保険業法による規制のために制度廃止に追い込まれている事態などを説明し、「経過措置期間」延長とその効果の遡及適用、適用除外などを求めて訴え続けてきました。そして、3月24日には、新保険業法の「経過措置期間」を1年間延長する法律案を四野党と無所属議員が共同して参議院事務総長へ提出する動きもつくられました。しかし、こうした動きの一方で、新保険業法は今年3月末日で「経過措置」の期限を終了してしまいました。

「経過措置」の期限後の今日、金融庁と新保険業法は、各団体が長年に亘り会員のために実施してきた自主共済を、従前のままで継続することを認めようとせず、保険会社等の商品に転換するよう制度廃止を迫っています。これでは、共済の名を冠して無届けで保険業類似行為を行ってきた営利業者、詐欺などの犯罪行為から消費者・加入者を守るという法改正本来の趣旨に反するばかりか、共済制度の加入者の権利と、各加入者が所属する団体の市民活動と組織運営に重大な被害をもたらすこととなります。現に制度廃止によって、制度保障を断ち切れ、制度の支えを失うなど加入者への被害が目を追って拡大し続けています。

自主共済と保険商品とは、会員同士の助け合い制度で保障されるべき内容や掛金と、保険商品の保障内容や保険料では比べようもありません。このまま営利目的の保険商品しか選択肢がなくなれば、消費者保護・加入者保護どころか保障と権利の後退を強要されることとなります。

自主共済を運営するそれぞれの団体は、この間加入者を守るため、制度存続に向けて国会議員のみなさまへの陳情や金融庁への要請などを粘り強く続けてきました。このまま新保険業法の「経過措置」の対応が切れた状態を放置し、何等の対応も行われなければ、さらに制度廃止に追い込まれる共済や互助会が無数に出現し、取り返しのつかない社会問題に発展することは必至です。

各団体が会員の福利厚生を目的に実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今日まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきました。新保険業法の規制で、こうした共済や互助会が制度廃止に追い込まれようとしている事態に対して、国会の責任で早急に対策を講じていただくことがなんとしても必要です。

私たちは、一刻も早く自主共済を新保険業法の適用除外としていただくよう求めるとともに、下記事項を直ちに実現するよう要望します。

記

【要望事項】

1. 新保険業法の「経過措置」期間を直ちに延長するとともに、その効果を4月1日に遡及して適用する取扱いを、党派を超えて直ちに実現し、広範な共済加入者と国民に安心を与えていただくよう要請します。

以上